

平成30年 4 月 1 日

建設工事業者 各位

函館市財務部調度課
(建設工事担当)

中間前金払制度の導入について

1 制度の目的

建設工事業者の資金調達円滑化や公共工事の適正な履行確保、施工現場における環境改善を図ることを目的に、これまでの前金払に追加して支払う中間前金払制度を導入します。

2 制度の概要

これまでの工事着手時の前金払（契約金額の10分の4以内）に加え、下記の要件を満たす場合に、保証事業会社の保証を条件に、契約金額の10分の2以内の額を追加でお支払いします。

- ① 市の発注工事で、契約金額が300万円以上、かつ、工期が100日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計および調査ならびに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であること。
- ② すでに、前金払を受領していること。
- ③ 契約締結時に、部分払ではなく中間前金払を選択していること。
- ④ 工期の2分の1を経過していること。
- ⑤ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ⑥ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 適用の時期

平成30年4月1日以降に入札公告および業者指名（随意契約を含む。）を行うすべての建設工事で適用します。

4 請求手続き

受注者は「中間前金払認定請求書（様式1）」を作成し、工事旬報等や工事工程表とあわせて、当該工事の担当部署に提出します。



当該工事の担当部署は、提出された資料に基づき、要件を満たしているかどうかを確認し、受注者あてに「中間前金払認定調書」を交付します。



要件を満たしていると確認された場合には、受注者は保証事業会社に中間前金払の保証を申し込み、保証証書を受け取ります。



受注者は、通常の前金払と同様に、保証証書を当該工事の担当部署に持参し、中間前払金を請求します。

5 その他

部分払のような出来高検査は行いませんが、要件の確認のため、提出された資料以外に追加で資料の提出をお願いする場合や、現場での立会いを求める場合などがありますので、ご了承ください。

★ 制度についてのお問い合わせ先 ★
函館市財務部調度課（工事担当）
電話 21-3514

※個別の工事内容については、当該工事の担当部署にお聞きください。